

資料8 策定の基本的方向について

1 策定の視点

(1) 区民・事業者等が動かす地域戦略づくり

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、くらしや経済活動の中で、区民や事業者等のひとりひとりが、それぞれの現場で取り組むことで大きな力を発揮します。このため、区民や事業者等が主役となって取組を進められることを重視し、戦略策定の過程では、区民・事業者等からの自発的な意見を取り入れることを宣言します。

(2) くらしと経済の基盤である生態系サービス（生態系から受ける恩恵）を重視する

港区は、生活物資やエネルギーを他地域に依存する都会です。普段のくらしでは見えにくい生態系サービスの価値と認識を広め、くらしや経済活動における生物多様性に配慮した取組を推進することを重視します。

(3) 地球温暖化による生物多様性への影響を考慮する

地球温暖化や異常気象による生物多様性への影響が懸念されています。港区は、CO₂の排出量が多い地域であり、地球規模での生物多様性の保全上、港区において地球温暖化対策を考慮することを重視します。

(4) 生物多様性の価値を浸透させる

生物多様性の価値は、十分に社会に浸透していません。生物多様性の価値を広め、生物多様性に配慮した行動・取組を促進するためには、ひとりひとりが生物多様性を身近な課題として認識することを重視します。

(5) 他地域と積極的に連携を図る

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は今後ますます重要となります。現在、東京 23 区では、千代田区、葛飾区、目黒区が地域戦略を策定もしくは作成中ですが、今後、周辺自治体や地方都市等が取組を進めるにあたって、港区は先進事例となることから、他地域と積極的に連携を図ります。

(6) 周辺地域を視野に入れてエコロジカルネットワークのあり方を検討する

生物や生態系は、港区の枠を越えてつながり・広がりのあるものです。このため、周辺地域を視野に入れてエコロジカルネットワーク等の保全・再生の方向性を検討します。

(7) 区民・事業者等の意識と視点の把握に努め、生物多様性をわかりやすく伝える

区民や事業者等が生物多様性を正しく理解し、行動ができるよう、現状の区民意識を十分に把握し、区民の目線で戦略の策定を進めます。

2 区域と計画期間

2.1 区域

地域戦略の対象区域は、港区とし、港区に隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区と東京都内の湾岸に位置する大田区、江戸川区を協力・連携して戦略を進める関連区域として戦略を策定します。

2.2 計画期間

計画期間は、平成 32 年（2020 年）までとし、必要に応じて 4 年で見直します。

3 目標期間

COPI0 で採択された愛知目標に合わせ、短期・中長期目標は次のとおりとします。

目標期間（案）	
短期目標	2020 年
中長期目標	2050 年

【参考】既往の地域戦略における計画期間と目標期間

自治体	見直し期間	目標期間
東京都	記述なし	2020 年
千葉県	5 年	50 年
兵庫県	5 年	100 年計画、2030 年頃を展望しつつ、概ね 10 年間
滋賀県	5 年	概ね 50 年後
栃木県	5 年	概ね 10 年
北海道	必要に応じて見直し	概ね 10 年
名古屋市	記述なし	2050 年
流山市	当初は 5 年、その後は概ね 10 年	50 年
宮崎県	5 年	10 年

4 めざすべき将来像について

本業務の目的から、次のような状態がめざすべき将来像の一部と考えます。

- ・ 港区内の生物相や生物生育生息環境が豊かになっている状態（(1) 保全・再生・創出）
- ・ 生物多様性の概念や価値が、人々に浸透している状態（(2) 普及啓発）
- ・ 港区でのくらしや経済活動が依存する、他地域の生物多様性に配慮した取組が行われている状態（(3) 持続可能な利用の推進）
- ・ 生物多様性の保全に関する活動に、多様な主体が協働して取り組んでいる状態
- ・ 区民や事業者が主役となって、それぞれの現場で取り組んでおり、ムーブメントが起きている状態（(4) 協働の推進）
- ・ 港区における生物や生態系に関わるデータが蓄積され、区や区民、事業者等の中で、共有・交換される状態（(5) 情報の収集・共有）
- ・ 港区と、周辺地域や他地域との間で、生物多様性に関わる情報共有や意見交換がされ、連携している状態（(6) 周辺地域との連携）
- ・ 港区における多様な分野の施策との連携が図れている状態（(7) 庁内の連携）

5 行動計画(案)

前項に示した「めざすべき将来像」をうけ、想定される行動計画(案)を次に示します。
今後、数値目標も含め、区民等の意見を反映しながら、検討していきます。

(1) 保全・再生・創出

緑と水のネットワークづくり	・ エコロジカルネットワーク構想の具体化
水循環施策の総合的な推進	・ 水循環機能の向上による環境負荷の軽減 ・ 公共施設などにおける雨水利用の促進
水辺空間の親水化	・ 運河や水辺の親水環境の向上 ・ 古川の浄化対策の推進・清流復活
区立公園のエコアップ	・ 生物多様性に配慮した維持管理の促進 ・ 区民協働による保全・再生活動の推進 ・ ビオトープづくりの推進
民間緑地の質の向上	・ 庭のエコアップ講座の実施 ・ 公開空地等の緑化指導の改善 ・ 緑化学習会の開催 ・ 民間緑地の表彰制度の実施 ・ 屋上緑化の促進
既存緑地の保全	・ 斜面林や湧水の保全制度の充実
助成制度の充実	・ 保護樹木・樹林の指定 ・ 湧水の指定制度

(2) 普及啓発

観察会・調査会の実施	・ 身近な動植物等の観察会・調査会
生活の背景を学ぶ機会の充実	・ 水再生センター見学 ・ 食肉市場見学 ・ 港清掃工場見学
学習会等の実施	・ マイアクションを考える学習会
幼児教育における、自然とのふれあいの機会の促進	・ 自然あそびの導入
図書館等との連携	・ 関連図書の展示 ・ エコプラザにおける展示
学校教育における、自然を利用した学習活動の促進	・ 学校ビオトープの活用支援(出前授業、パンフレットの作成等) ・ 学校のエコアップ支援 ・ 生物調査の実施
外国人向けの普及啓発の促進	・ 意見交換会の実施 ・ 外国人向けパンフレットの配布
外来生物に関する啓発活動	・ 区民とともに外来生物を考える場を設定 ・ 港区で気をつけたい外来生物のパンフレットを配布

・ 池等に注意を喚起する看板を設置

(3) 持続可能な利用の推進

生物多様性に配慮した製品の推奨	・ 企業に対する表彰制度の実施 ・ 認証された製品の販売促進支援 ・ 区が率先して購入することを宣言
地域内での物質循環を考慮した活動の推進	・ ダンボールコンポスト講座 ・ エコ掃除・洗濯講座 ・ パンフレットの配布 ・ 廃油を燃料としたバスの運行
地球温暖化に配慮した活動の推進	・ 省エネ対策の推進
省資源に配慮した活動の推進	・ 3R活動の推進
生態系サービスを身近に感じる機会の充実	・ 農園の開設 ・ 体験漁業の実施
生活において依存している地域の支援	・ 近郊の農村地域との循環システムを構築 ・ 農林水産業地域との提携 ・ アグリツーリズムの促進
企業への支援	・ 生態系サービスに関わる学習会の開催

(4) 協働の推進

生物多様性に関する拠点の設置	・ 拠点となる場所の設置 ・ ボランティアや企業活動の要望を集約し、つなげるコーディネーターとなる人材の確保
助成制度の整備	・ 既往の助成制度の中で活用できるものを整理し、情報提供の推進 ・ 活動団体に対する資金・物資・場所・人的支援等に関する助成制度の設置

(5) 情報の収集・共有

モニタリング調査・データの蓄積	・ 区民参加調査の実施(指標種を対象) ・ 庭にいる生きもの調査 ・ 生物現況調査の実施
情報共有	・ 情報を双方向に共有できるWebページの設置 ・ 生物データの冊子化

(6) 周辺地域との連携

・ 連絡会議の実施(都市連絡会議・湾岸連絡会議)

(7) 庁内の連携

・ 庁内連絡会議の実施